

書記官送達
8年4月17日午後1時30分

令和8年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

法人税更正処分等取消請求事件

口頭弁論終結日 令和8年1月20日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

石 井 亮

同

以 元 洋 輔

同補佐人税理士

佐 藤 真 彦

同

原 木 規 江

10

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

同代表者法務大臣

平 口 洋

処 分 行 政 庁

潮 来 税 務 署 長

被告指定代理人

丸 山 伸 浩

同

印 南 真 吾

同

赤 城 宗 和

同

杉 森 淳

板 垣 悟

15

20

主 文

- 1 別紙1「認容部分目録」記載の各処分を取り消す。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙2「処分目録」記載の各処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、本件各事業年度に係る法人税、本件各課税事業年度に係る地方法人税及び本件各課税期間に係る消費税等について、確定申告をした。

原告は、その後、確定申告において計上した売上げの一部は、売上先の簿外資金を捻出することに協力して資金を還流させるために架空の売上げを計上したものであるから益金の額に算入されず、また、確定申告において計上した外注加工費の一部は、同様の目的で架空の外注加工費を計上したものであるから損金の額に算入されないなどとして、修正申告をした。

処分行政庁は、修正申告による架空の外注加工費の処理を是認する一方、売上げについては、原告が架空の売上げであると主張するものも含めた全額が売上げとして益金の額に算入され、また、原告が売上先の出張所所長に交付した現金は租税特別措置法61条の4第4項に規定する「交際費等」に該当し、損金の額に算入されないなどとして、別表1ないし3の「更正処分等」欄のとおり、各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）、過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）並びに法人税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色取消処分」といい、本件各更正処分等と併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、原告が本件各処分（ただし、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分については別紙2「処分目録」記載の各金額を超える部分）の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙3「関係法令」記載のとおり（同別紙に掲げる条文中で定義された用語は、本文においても用いる。）

2 前提事実

以下の各事実については、当事者間に争いがないか、後掲各証拠（断りのない限り各枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により、容易に認められる。

(1) 当事者等

5 ア 原告は、土木工事業等を目的として、[redacted]に設立された内
国法人であり、設立から現在に至るまで、原告代表者が代表取締役を務めて
いる(甲11)。

10 イ [redacted] (以下「本件売上先」という。)は、化学工業用プ
ラントの設計施工請負等を目的として、[redacted]に設立され
た内国法人である(甲12)。本件売上先は、[redacted]に出張所である
[redacted]を有していた(以下、本件各事業年度当時の当該出張所の所長
を「本件所長」という。)

15 ウ [redacted] (以下「本件外注先」という。)は、配管工事や機械据
付け工事業等を目的として、[redacted]に設立された内国法人で
あり、[redacted]に商号を「[redacted]」に変更した
(甲14)。

(2) 経理処理及び金銭の授受等

ア 原告と本件売上先との取引

(7) 原告は、平成26年2月頃から、本件売上先から土木工事や配管工事を
受注していた(甲20・1ページ、甲32、50)。

20 (イ) 本件売上先は、平成30年3月20日から令和3年3月31日までの日
付けで、注文先を原告として、別表4-1ないし4-3「工事名」欄記載
の各工事(以下「本件各工事」という。)及び同各別表「金額」欄記載の金
額をそれぞれ記載した「外注要求書 兼 検収確認書 兼 注文書(控)」を作
成した(乙6・資料7)。

25 (ウ) 原告は、本件売上先に対し、別表4-1ないし4-3「請求書発行日」
欄記載の日(平成30年4月20日から令和3年3月31日まで)付けで、

本件各工事について、同各別表「金額」欄記載の金額で、「請求書」(以下「本件各売上請求書」という。)をそれぞれ発行し、その控え(以下「本件各売上請求書控え」という。)を保存した(乙6・資料1)。

5 (エ) 原告は、別表4-1ないし4-3「計上日」欄記載の日(平成30年4月20日から令和3年3月31日まで)付けで、本件各売上請求書控えに基づき、本件各工事について、別表4-1ないし4-3「金額」欄記載の金額(以下「本件売上高」という。)を総勘定元帳(以下「本件各総勘定元帳」という。)の「売上高」勘定、「売上高1」勘定又は「工事売上高」勘定にそれぞれ計上した(乙6・資料2)。

10 (オ) 原告は、乙第6号証別表2「領収証(控)(資料4)銀行預金履歴(資料5-1ないし5-3)」欄又は「銀行預金履歴(資料5-1ないし5-3)」欄記載の決済日(平成30年5月18日から令和3年4月26日まで)に、本件売上先から、本件売上高から原告が負担すべき「研修図書費」や「健診料」などの費用が控除された額を、原告名義の普通預金口座への振込又は手形により受領した(乙6・資料4及び5)。

15 イ 原告と本件外注先との取引

(ア) 本件外注先は、平成30年7月31日から令和3年4月1日までの日付けで、別表5-1ないし5-3「工事名」欄記載の架空の各工事及び同各別表「金額」欄記載の架空の金額をそれぞれ「御請求書」に記載し、原告
20 に対して交付した(甲21、乙7・資料1)。

(イ) 原告は、別表5-1ないし5-3「計上日」欄記載の日(平成30年7月31日から令和3年3月31日まで)付けで、前記(ア)の請求書に基づき、別表5-1ないし5-3「金額(税込)」欄記載の金額(以下「本件架空外注加工費」という。)その他の外注加工費を本件各総勘定元帳の「外注加工費」勘定(乙7・資料2)にそれぞれ計上した。

25 (ウ) 原告は、乙第7号証別表1ないし3「買掛金支払日」欄記載の日(平成

30年8月31日から令和3年3月31日まで)に、本件外注先に対し、本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。)を振込み又は手形により支払った(乙7・資料3及び4)。

5 ウ 資金の還流

(7) 本件外注先の代表者は、前記イ(ウ)の後、原告代表者に対し、本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。)に相当する額の金銭をそれぞれ現金で交付した。その後、原告代表者は、本件所長に対し、本件外注先の代表者から受領した金銭の額と同額の金銭を、それぞれ現金で交付した。(甲21、乙7)

(4) 原告は、前記(7)の金銭の授受を本件各総勘定元帳に記載しなかった。

(3) 確定申告等

ア 原告は、本件各事業年度に係る法人税、本件各課税事業年度に係る地方法人税及び本件各課税期間に係る消費税等について、別表1ないし3の「確定申告」欄のとおり申告した(乙8の1ないし乙9の3)。

イ 原告は、令和2年4月13日、潮来税務署長に対し、法人税法(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。)122条1項に規定する青色申告の承認の申請書を提出し、令和3年3月期以後の事業年度の法人税について青色申告の承認を受けた(乙1)。

20 (4) 税務調査及び修正申告

ア 潮来税務署所属の調査担当職員及び関東信越国税局の調査担当職員(両者を併せて「本件調査担当職員」という。)は、令和3年8月23日、原告に対する実地の調査に着手した。

イ 本件調査担当職員は、令和4年3月9日、原告に対し、国税通則法74条の11第2項が規定する調査結果の内容の説明(以下、「本件当初調査結果説明」という。)を行うとともに、同条3項が規定する修正申告の勧奨等を

した(甲15、乙11)。

ウ 原告は、令和4年3月12日、本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の地方法人税及び本件各課税期間の消費税等について、別表1ないし3の「修正申告」欄のとおり記載した修正申告書(以下「本件各修正申告書」という。乙12、13)を提出した。

エ 本件調査担当職員は、令和4年4月13日、本件各修正申告書の内容が前記イの説明の内容と異なっているとして、調査を再開した(甲16)。

オ 本件調査担当職員は、令和4年9月13日、再度、原告に対し、国税通則法74条の11第2項が規定する調査結果の内容の説明を行うとともに、同条3項が規定する修正申告の勧奨等をした(乙22)。

(5) 本件各処分

潮来税務署長は、令和4年10月7日付けで、原告に対し、別表1ないし3の「更正処分等」欄のとおり本件各更正処分等をした(甲1ないし9)。

また、潮来税務署長は、同日付けで、令和3年3月期において法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があるとして、原告に対し、本件青色取消処分を行った(甲10)。

(6) 審査請求

原告は、本件各処分を不服として、令和4年11月10日、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和5年10月10日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(甲13)。

(7) 訴え提起

原告は、令和6年4月15日、本件各処分の取消しを求めて訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額が、益金の額に算入され、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるか否か(争点1)。

(原告の主張)

本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額は、本件売上先の簿外資金を捻出するために本件売上先に返還することを予定して受領し、本件売上先に返還したもので、架空の売上げであるから、益金の額に算入されず、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれない。

5 (被告の主張)

本件売上高は、本件売上先から受注した工事に対する対価であり、架空の売上げが含まれているとは認められないから、本件売上高の全額が原告の益金に算入され、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれる。

10 (2) 原告が本件所長に交付したないし交付することを予定していた本件架空外注加工費に相当する額は、損金に算入され、売上げに係る対価の返還等の額に含まれるか否か(争点2)。

(原告の主張)

15 ア 仮に、本件売上高の全額が益金の額に算入されるとしても、原告は、本件売上先から、本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額を受領すると同時に、本件売上先に対して同額の返還義務を負うから、同額は損失として損金の額に算入され、同義務に基づいて返還する額は、売上げに係る対価の返還等の額に含まれる ((1)の予備的主張)。

20 イ 原告が本件所長に交付した本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。)に相当する額の金銭は、返還合意に従い、本来の売上高を超える部分を返還して精算したものであって、事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることを目的とするものではなく、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為でもないから、租税特別措置法61条の4第1項に規定する「交際費等」に該当しない。

25 (被告の主張)

ア 原告は、本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の

合計841万5000円を除く。)に相当する額の金銭を本件売上先に交付したのではなく、本件所長個人に贈与した。したがって、原告が本件架空外注加工費に相当する額の返還義務を本件売上先に対して負っていたとはいえないから、同額は損失として損金の額に算入されず、売上げに係る対価の返還等の額に含まれない。

イ 原告が本件所長に交付した本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。)に相当する額の金銭は、租税特別措置法61条の4第4項に規定する「交際費等」に該当するから、損金の額に算入されない。すなわち、原告が本件所長に交付した同金銭は、①「支出の相手方」である本件所長は原告の事業に関係する者であり、②「支出する目的」は本件売上先から仕事を受注することができるようにするためであったと認められるから、本件所長との間の親睦の度を密にして事業の円滑な進行を図ることを目的とするものであり、③「行為の態様」は、本件所長からの要求に従って指定された金額を交付するものであり、本件所長に対する金銭の贈与であったから、租税特別措置法61条の4第4項に規定する「交際費等」に該当する。

(3) 税務調査の手續に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か(争点3)。

(原告の主張)

ア 原告は本件各修正申告書を提出したことから、国税通則法74条の11第5項に規定する「第2項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書…の提出…があった」ことに該当するところ、本件調査担当職員は、同条5項に規定する「新たに得られた情報」がないにもかかわらず、令和4年4月13日、原告に対し質問検査等を行った。本件各処分は、同項に違反した調査に基づいて行われたから、取り消されるべきである。

イ 本件調査担当職員は、令和4年2月15日及び同月28日、修正申告の勸奨に従わない場合には勸奨した修正申告の内容に比して不利益な内容の課

税処分を行う旨述べた。かかる税務調査手続は、行政手続法32条2項に違反するのみならず、租税法律主義（憲法84条）に違反する重大な違法があるから、そのような調査手続に基づいて行われた本件各処分は取り消されるべきである。

5 (被告の主張)

ア 税務調査手続の単なる瑕疵は更正処分に影響を及ぼさず、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解するのが相当である。原告はその主張する調査手続の瑕疵がかかる評価を受けることについて何ら主張、立証しないから、原告の主張は失当である。

イ 本件各修正申告書における申告内容は、本件当初調査結果説明の内容と異なるから、本件各修正申告書は、国税通則法74条の11第2項の説明に基づいてその納税義務者から提出された修正申告書ではない。したがって、本件調査担当職員による令和4年4月13日の質問検査等は、国税通則法74条の11第5項の適用場面ではないから、同項に違反するとの原告の主張は理由がない。

ウ 本件調査担当職員が、令和4年2月15日及び同月28日、原告に対して修正申告を勧奨した事実はない。また、本件各更正処分は、本件各更正処分の通知書に記載された理由に基づいてされたものであって、原告が行政指導に従わなかったことを理由としてされたものではないから、行政手続法32条2項に反する違法はない。

(4) 本件各処分の理由の提示ないし理由付記に不備があるか否か（争点4）。

(原告の主張)

ア 本件各更正処分に係る理由の提示は、処分行政庁の認定に係る事実の存否を認定した根拠となる資料の出所や、名称及び当該資料が信用できることの

根拠を欠くから、行政手続法14条1項本文の趣旨に反し、違法である。

イ 本件青色取消処分に係る理由付記は、取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装したことを理由とするのか、それ以外のことを理由とするのか、また、隠蔽又は仮装が帳簿書類のどの部分におけるいかなる取引に関するものであるのか等が不明であり、「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」（平成12年7月3日付け課法2-10、課料3-15、査調4-12、査察1-31）（以下「本件事務運営指針」という。）の処分基準の適用関係が示されていないから、法人税法127条4項に違反し、違法である。（被告の主張）

ア 本件各更正処分の通知書には、処分理由として、本件各総勘定元帳、本件各売上請求書控、原告名義の普通預金口座の元帳等の証拠書類を基に認定した具体的な事実及び当該各処分の算定の根拠とした本件各工事の内訳並びにこれらを踏まえて、原告の法人税における所得金額の加減算、租税特別措置法61条の4の適用関係、消費税の課税標準額及び控除対象仕入税額の増減に関する処分行政庁の法適用の判断が記載されている。

イ 本件青色取消処分の通知書に記載された理由付記として、本件青色取消処分の基因として認定した具体的な事実及び法人税法127条1項3号の規定を適用して本件青色取消処分をする旨が記載されている。

ウ 上記ア及びイの理由の提示ないし付記は、処分行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、原告に不服申立ての便宜を与える程度のものであるから、いずれも理由の提示ないし付記として不備はない。

第3 当裁判所の判断

1. 争点1（本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額が、益金の額に算入され、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるか否か）について

(1) 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠（断りのない限り各枝番を含む。）及び弁論

の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成26年2月頃から、本件売上先から土木工事や配管工事を単発的に受注していた（前提事実(2)ア(7)、甲32、50）。

イ 本件所長は、平成26年12月頃、原告代表者に対し、「仕事をどんどんと
5 って、業績を上げてゆくためには、いろいろと目に見えないお金も必要になる。領収書がいないお金も必要になる。[REDACTED]にはぜひ[REDACTED]に協力してもらって、当社からの仕事をたくさん受注して成長してもらいたい。」などと述べ、本件売上先の簿外資金を捻出するための協力を依頼した。本件所長は、原告代表者に対し、具体的な方法について、原告から本件売上先に対する請負代金額を偽って請求し、その偽った分を現金で本件所長に返金することで、本件売上先の受注に必要な資金を捻出するというもので、原告に新たな金銭的な負担が生じることはないなどと説明した。原告代表者は、
10 本件所長の依頼を受け入れれば、原告が本件売上先から継続的に工事を受注することが期待でき、また、依頼を受け入れても原告に金銭的な負担は生じないと考え、本件所長の依頼を受け入れた。（甲20、21、32、50、原告代表者本人）。

ウ 本件所長は、その後、毎月、本件売上先の応接室において口頭で、又はファクシミリ等により、原告代表者に対し、原告が発行する請求書に記載する工事番号、工事名称及び金額並びに本件売上先に返金する金額及び時期を指示した。原告代表者は、本件所長が指示する請求書に記載する金額から本件
20 売上先へ返金する額を差し引いた額で工事を請け負うことで「原価割れ」が生じないかを原告の「工事台帳」（後記オ）に照らして確認し、また、本件所長が指示する日に原告代表者が現金を持参することが可能か等を確認して、難しい場合にはその旨を本件所長に伝え、本件所長は、これを受けて、指示
25 に係る返金額及び時期等を調整した。（甲20、32、50、原告代表者本人・4～5頁、13頁）

エ 本件売上先において、平成30年3月20日から令和3年3月31日までの日付けで、注文先を原告として、前記ウのとおり本件所長が指示した工事名と整合する別表4-1ないし4-3「工事名」欄記載の各工事(本件各工事)及び前記ウのとおり本件所長が指示した金額と整合する同各別表「金額」欄記載の金額をそれぞれ記載した「外注要求書 兼 検収確認書 兼 注文書(控)」(乙6・資料7)が作成された(前提事実(2)ア(イ))。

また、本件売上先において、前記ウのとおり本件所長が指示した工事名及び金額と整合する工事名及び金額並びにこれに対応する人工数を記載した「労務日計表」が作成された(乙6・資料6)。

オ 原告においては、通常の工事と同様に、本件売上先から受注した工事についても、毎日、工事現場ごとに、監督又は現場リーダーが、現場に出た従業員名や作業内容、材料等を記載した「作業日報」を作成していた。また、工事に従事した原告の従業員等が、毎月、各日の勤務の有無や出勤した主な現場名等を記載した「出勤簿」(甲34)を作成していた。そして、原告の総務担当者が、各工事現場の進捗状況を把握し、また、原価を管理するため、「作業日報」及び資材の仕入先から受領した請求書に基づき、「工事台帳」(甲33)を作成し、これに基づき仕入先への支払を行っていた。また、原告の総務担当者が、給与計算や外注費の支払の際に照合するため、「作業日報」及び「出勤簿」に基づき、「出づら管理表」(甲36、47)を作成していた。

一方、通常の工事については、原告の総務担当者は、売上先に対し、「工事台帳」に記載された進捗状況に応じて請求書を発行するが、本件売上先に対しては、原告の総務担当者は、別表4-1ないし4-3「請求書発行日」欄記載の日(平成30年4月20日から令和3年3月31日まで)付けで、原告において作成した「工事台帳」に記載された工事名及び金額ではなく、前記ウのとおり本件所長が指示した工事名(本件各工事)及び金額(同各別表「金額」欄記載の金額)で、本件各売上請求書をそれぞれ発行した(乙6・資

料1)。(前提事実(2)ア(ウ)、甲35、 証人)

カ 本件売上先は、乙第6号証別表2「領収証(控)(資料4)銀行預金履歴(資料5-1ないし5-3)」欄又は「銀行預金履歴(資料5-1ないし5-3)」欄記載の決済日(平成30年5月18日から令和3年4月26日まで)に、原告に対し、前記ウのとおり本件所長が指示した金額と一致する本件売上高から、原告が負担すべき「研修図書費」や「健診料」などの費用が控除された額を、原告名義の普通預金口座への振込又は手形により支払った(乙6・資料4及び5)。(前提事実(2)ア(カ))

キ 原告代表者は、本件所長に対し、前記ウのとおり本件所長が指示した返金額及び時期に従って、本件架空外注加工費(ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。)に相当する額の金銭をそれぞれ現金で交付した(前提事実(2)ウ(ア)、甲20、21、32、50、乙7、原告代表者本人)。

ク 令和3年8月17日頃、名古屋国税局は、本件売上先に対する税務調査を開始し、名古屋国税局の調査担当職員は、本件売上先に対し、本件所長が、複数の外注先に工事代金を水増しした請求書を提出させて外注費を水増しして支払い、水増しして支払った金額を外注先から現金で受け取っていたなどと説明した(甲20)。

本件所長は、原告代表者に対し、「税務署が来た」ため、架空の請求に関して残存するメモ及びファクシミリや、「作業日報」等を全て破棄するよう指示し、原告代表者は、これらを破棄した(甲50、原告代表者本人・5頁、8頁)。

 頃、本件所長は死亡した(甲20・1頁)。

ケ 本件売上先は、前記クの調査において、本件所長が原告を含む複数の外注先との間での不正な取引によって受け取った現金を入金したと本件所長が説明した金融機関の口座履歴を精査し、その額について、7年間で5億47

57万2000円であると確定した。

本件売上先は、同金額を雑収入として計上し、同額を未収金として計上して、令和3年11月18日、法人税及び地方法人税（又は復興特別法人税）の修正申告をした。また、本件売上先は、原価の過大計上について仕入税額
5 控除を減算して、同日、消費税等の修正申告をした。（甲20）

(2) 本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額が架空の売上げである
か

ア 被告は、本件売上高の全額が原告の売上げである、すなわち、原告と本件
売上先との間で本件売上高の全額を請負代金とする請負契約が締結された
10 と主張するのに対し、原告は、本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当
する額は架空の売上げであると主張して被告の主張を否認し、原告代表者は
原告の主張に沿う陳述をするため（甲21、32、50、原告代表者本人）、
この点につき、上記(1)の認定事実を前提に検討する。

イ 確かに、被告が指摘するとおり、原告が保有する本件各売上請求書控並び
15 に本件売上先が保存する「労務日計表」及び「外注要求書 兼 検収確認書 兼
注文書(控)」では、本件売上高の全額が代金額として記載されており、これ
らの書類に記載された工番、工事名及び金額は一致している。しかし、原告
代表者及び原告の総務担当者は、本件所長の指示に従い、本件売上高の全額
が代金額であるかのように装って本件各売上請求書を作成した旨述べてお
20 り、本件所長が原告に対してかかる指示をしたとすれば、本件売上先におい
ても同様に仮装するために本件売上高の全額を代金額として書類を作成す
ることは自然であるから、被告が指摘する事実は原告の主張とも整合する。
したがって、本件において、被告が指摘する事実をもって、原告と本件売上
先との間で本件売上高の全額を請負代金とする請負契約が締結されたと認
25 めることはできない。

そして、原告代表者は、本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する

額は架空の売上げである旨供述するところ（甲21、32、50、原告代表者本人）、かかる供述は、本件売上先が保存する「労務日計表」（乙6・資料6）の人工数と乖離する人工数が記載された「出づら管理表」（甲36、47）及び「工事台帳」（甲33）を原告が作成し保存していた事実と整合する。また、原告代表者の供述は、本件所長が本件売上先に対する税務調査の際に回答した内容（甲20）と一致し、本件所長からの指示に基づいて請求書を作成したという原告の総務担当者の供述（甲35、 証人）とも一致する。そして、原告代表者、本件所長及び原告の総務担当者がかかる供述をするに至った経緯及びその内容をみても、本件売上先及び原告において、本件各事業年度当時は、不正な取引を隠して書類が作成され、原告においては本件売上高の全額が請負代金であることを前提として確定申告をしていたところ、本件売上先及び原告に対する租税調査で不正な取引を指摘されたことを受けて、自らが不正な取引を行った又は加担したことを内容とする自己に不利益な供述をするに至ったというものであり、自然で、信用できる。さらに、原告代表者が本件所長に対し、本件架空外注加工費（ただし、別表5-3順号30ないし33の合計841万5000円を除く。）に相当する額を現金で交付したことについては当事者間に争いがないところ（前提事実(2)ウ(7)）、かかる事実は、架空の売上げを返金したという原告代表者の供述内容と整合する。これについて、被告は、同現金は交際費であると主張するが、本件架空外注加工費の額は、平成31年3月期において4375万0200円、令和2年3月期において3241万4000円、令和3年3月期において8969万8150円に上り、本件売上高（平成31年3月期は1億3416万5693円、令和2年3月期は1億0818万1875円、令和3年3月期は1億4478万7142円）の約3割から6割を占めるのであって（別表4-1ないし5-3）、原告が、本件売上先から仕事を受注することができるようにするために自らの出捐で本件所長に贈与する金銭の額としては高

長在職時に発注金額の水増しが実際にあったのかどうかを知らなかった
ので、調査官に対して、『(〔本件〕 所長在職時も) 発注金額の水増しを行っ
ていないため、水増しを示す書類等が存在しない。』という説明はしなか
ったと思う。」と回答しているところ(甲46)、同内容は、本件売上先
5 に対する税務調査の内容及び経過(認定事実ク及びケ)と整合し、信用でき
る。

したがって、同調査報告書により、本件売上高に架空の売上げが含まれ
ていることは否定されないから、被告の指摘は上記認定を妨げない。

(イ) また、被告は、真に本件売上高に架空の売上高が含まれているのであれ
10 ば、本件各売上請求書控のうち、原告が架空である旨主張する具体的な工
事名や、その請求金額に含まれる架空分の内訳を容易に明らかにすること
ができるはずであるのに、原告はこれを明らかにしないから、原告代表者
及び原告の総務担当者の供述等が根拠を欠くと主張する。

しかし、原告代表者及び原告の総務担当者の供述によっても、本件各売
15 上請求書控に記載された工事名及び請求金額は、原告において作成した
「工事台帳」に記載された工事名及び金額を基に正規の請求金額を原告の
経理担当者等が算出し、同金額に架空の売上高を加算するといった方法で
定められたものではなく、本件所長が原告代表者に対し、口頭又はファク
シミリ等により、原告が発行する請求書に記載する工事番号、工事名称及
20 び金額並びに本件売上先に返金する金額及び時期を指示し、原告代表者が
本件所長の指示に係る請求書に記載する金額から本件売上先へ返金する
額を差し引いた額で工事を請け負うことで「原価割れ」が生じないかを原
告の「工事台帳」に照らして確認して伝え、本件所長がこれを受けて返金
額を調整する等して定められたというのであるから、原告代表者と本件所
25 長との間で合意された正規の請負代金額は、原告の「工事台帳」に記載さ
れた金額を基に算出した額ではなく、本件所長の指示に係る請求書に記載

5 する金額から返金額を除いた額であり、工事名も原告が実際に施工した工
事に対応するものでもない。そして、原告代表者は、本件所長の指示に係
るファクシミリやメモを全て破棄したというのであるから、原告が税務調
査や本件訴訟において、本件各売上請求書控のうち、原告が架空である旨
主張する具体的な工事名や、その請求金額に含まれる架空分の内訳を容易
に明らかにすることができるとはいえず、これを明らかにしないことによ
って原告代表者及び原告の総務担当者の供述の信用性に疑いを生じさせ
るとはいえない。

10 エ したがって、本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額は架空の
売上げであると認められ、原告と本件売上先との間で本件売上高の全額を請
負代金とする請負契約が締結された事実は認められない。

(3) 小括

15 よって、本件売上高のうち本件架空外注加工費に相当する額は、法人税法 2
2 条 2 項が規定する「有償…による…役務の提供…に係る当該事業年度の収益
の額」に該当しないから、益金の額に算入されず、また、消費税法 28 条 1 項
本文の「課税資産の譲渡等の対価の額」に含まれない。

2 争点 3 (税務調査の手續に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か) につ
いて

20 (1) 原告は、原告が本件各修正申告書を提出した後に税務調査が行われたことが、
国税通則法 74 条の 11 第 5 項に反し違法であると主張する。

しかし、前提事実(4)イないしエのとおり、本件各修正申告書は、その内容が
本件当初調査結果説明における調査結果の内容と異なるから、「第 2 項の調査
(中略)の結果につき」提出された修正申告書に該当しない。したがって、そ
の後に行われた税務調査は国税通則法 74 条の 11 第 5 項に違反しない。

25 (2) また、原告は、本件調査担当職員が、修正申告の勧奨に従わない場合には勧
奨した修正申告の内容に比して不利益な内容の課税処分を行う旨述べたとし

て、かかる税務調査手続は行政手続法32条2項及び租税法律主義（憲法84条）に違反すると主張する。

しかし、前提事実(4)及び(5)によれば、潮来税務署長は、前提事実(4)の調査の結果、本件各更正処分等をすべきと認め、これを行ったのであるから、「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱い」（行政手続法32条2項）をしたものではない。したがって、本件の税務調査手続は、同項及び憲法84条に違反しない。

(3) 小括

よって、本件において、税務調査の手続に本件各処分を取り消すべき違法はない。

3 争点4（本件各処分の理由の提示ないし理由付記に不備があるか否か）について

(1) 判断枠組み

行政手続法14条1項本文及び法人税法127条4項が、理由の提示ないし理由付記を定めているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され、そこにおいて要求される理由の提示ないし理由付記の内容及び程度は、特段の理由のないかぎり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁、最高裁判所平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）

(2) 検討

本件各更正処分の通知書には、処分理由として、本件各総勘定元帳、本件各売上請求書控、原告名義の普通預金口座の元帳等の証拠書類を基に認定した具

体的な事実及び当該各処分の算定の根拠とした本件各工事の内訳並びにこれらを踏まえて、原告の法人税における所得金額の加減算、租税特別措置法61条の4の適用関係、消費税の課税標準額及び控除対象仕入税額の増減に関する処分行政庁の法適用の判断が記載されている（甲1ないし9）。

5 また、本件青色取消処分の通知書に記載された理由付記として、本件青色取消処分の基因として認定した具体的な事実及び法人税法127条1項3号の規定を適用して本件青色取消処分をする旨が記載されている（甲10）。

 これらの理由の提示ないし理由付記により、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載
10 自体から了知し得るから、いずれも理由の提示ないし理由付記として不備はない。原告の主張は、独自の見解であり採用することができない。

(3) 小括

 よって、本件各処分の理由の提示ないし理由付記に不備はない。

4. まとめ

(1) 本件各更正処分の取消請求について

 以上によれば、原告の納付すべき税額は、本件各事業年度に係る法人税及び本件各課税事業年度に係る地方法人税について、別表1及び2の「修正申告」の「納付すべき税額」欄記載の金額を上回らない（なお、令和3年3月期に係る法人税及び令和3年3月課税事業年度に係る地方法人税について、原告は、
20 修正申告において、本件架空外注加工費のうち別表5-3順号1ないし3の合計1060万円〔乙7・別表3順号1ないし3〕を外注加工費として過大計上しているところ、同額は所得金額に加算されるが〔甲3・更正の理由の加算2〕、認定事実のとおり、同額は架空の売上げであるから、売上の過大計上として同額が所得金額から減算される。）。また、平成31年3月課税期間及び令和2年
25 3月課税期間に係る消費税等について、別表3の「修正申告」の「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄記載の金額を上回らない。

令和3年3月課税期間に係る消費税等については、原告は、修正申告において、本件架空外注加工費のうち上記の合計1060万円を外注加工費として過大計上しているところ、同額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない（甲9・更正の理由2(1)）一方で、同額の税抜金額は架空の売上であるから、課税資産の譲渡等の対価と認められず、課税売上割合が減少する。そうすると、別表6（同表中の項目及び番号は、原告の同課税期間に係る消費税等の修正申告書（乙13の3）のそれによる。）の「裁判所認定額」欄記載のとおり、納付すべき消費税額は1986万9200円（別表6・第一表⑨）、納付すべき地方消費税の額は560万4100円（別表6・第一表⑩）となる。

したがって、本件各更正処分の取消請求のうち、本件各事業年度に係る法人税、本件各課税事業年度に係る地方法人税並びに平成31年3月課税期間及び令和2年3月課税期間に係る消費税等の各更正処分の取消請求は理由があり、令和3年3月課税期間に係る消費税等の各更正処分の取消請求は、上記の納付すべき消費税等の額を超える部分の取消しを求める限度で理由がある。

(2) 本件各賦課決定処分の取消請求について

上記(1)によれば、本件各賦課決定処分は、国税通則法65条1項、68条1項及び令和3年3月課税期間に係る消費税等については同法118条3項による要件を欠くから、違法である。

したがって、本件各賦課決定処分の取消請求は理由がある。

(3) 本件青色取消処分の取消請求について

本件青色取消処分は、本件事務運営指針3(1)イが規定する「更正後の所得金額（中略）のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく所得金額（中略）が、当該更正所得金額の50%に相当する金額を超えるとき」に該当しないため、これについて法人税法127条1項3号により本件青色取消処分をした潮来税務署長の判断には裁量権の逸脱又は濫用があり、違法である。

したがって、本件青色取消処分の取消請求は理由がある。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は、前記第3の4のとおり、主文の限度で理由があるからこれらを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

鎌野真敬 

10

裁判官

中出明香 

15

裁判官

中川大夢 

認 容 部 分 目 録

潮来税務署長が令和4年10月7日付で原告に対してした下記の各処分

記

5

1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度（本判決において「平成31年3月期」という。）の法人税に係る更正処分のうち納付すべき税額735万0500円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分

10

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度（本判決において「令和2年3月期」という。）に係る法人税の更正処分のうち納付すべき税額1894万7700円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分

15

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度（本判決において「令和3年3月期」といい、平成31年3月期及び令和2年3月期と併せて「本件各事業年度」という。）に係る法人税の更正処分のうち納付すべき税額295万9600円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分のうち3万1000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分

20

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税事業年度（本判決において「平成31年3月課税事業年度」という。）に係る地方法人税の更正処分のうち納付すべき税額32万3400円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分

25

5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税事業年度（本判決において「令和2年3月課税事業年度」という。）に係る地方法人税の更正処分のうち納付すべき税額83万3600円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分

6 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税事業年度（本判決において「令和3年3月課税事業年度」といい、平成31年3月課税事業年度及び令和2年3月課税事業年度と併せて「本件各課税事業年度」という。）に係る地方法人

税の更正処分のうち納付すべき税額30万4700円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに重加算税の賦課決定処分

6 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税期間（本判決において「平成31年3月課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税（本判決において「消費税等」という。）の更正処分のうち納付すべき消費税額1472万2200円を超える部分及び納付すべき地方消費税額397万2600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分

10 8 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間（本判決において「令和2年3月課税期間」という。）に係る消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額1928万2900円を超える部分及び地方消費税額534万0900円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分

15 9 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税期間（本判決において「令和3年3月課税期間」といい、平成31年3月課税期間及び令和2年3月課税期間と併せて「本件各課税期間」という。）に係る消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額1986万9200円を超える部分及び納付すべき地方消費税額560万4100円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分

10 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分

以 上

(別紙2)

処 分 目 録

潮来税務署長が令和4年10月7日付で原告に対してした下記の各処分

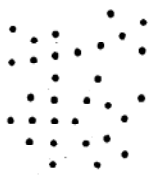
5

記

- 1 別紙1「認容部分目録」記載1ないし8及び10の各処分
- 2 令和3年3月課税期間に係る消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額1986万8100円を超える部分及び納付すべき地方消費税額560万3800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分

10

以 上



○ 法人税法（令和2年法律第8号による改正前のもの。）

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4・5（略）

（青色申告の承認の取消し）

第二百二十七條 第二百一十一條第一項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡つて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成

立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一・二（略）

三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること 当該事業年度

四（略）

2・3（略）

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定による取消しの処分をする場合には、第一項又は第二項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の原因となつた事実が第一項各号又は第二項のいずれに該当するかを付記しなければならない。

○ 租税特別措置法（平成31年法律第6号による改正前のもの）
〔平成31年3月期について適用〕

（交際費等の損金不算入）

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下であるもの（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

一 前項の交際費等の額が八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 前項の交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

5・6 (略)

○ 租税特別措置法（令和2年法律第8号による改正前のもの〔令和2年3月期について適用〕）

（交際費等の損金不算入）

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下であるもの（普通法人のうち当該事業年度終了の日において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

一 前項の交際費等の額が八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 前項の交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その

他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

5・6 (略)

○ 租税特別措置法（令和4年法律第4号による改正前のもの（令和3年3月期について適用））

（交際費等の損金不算入）

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額。次項において同じ。）が百億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるもの（普通法人のうち当該事業年度終了の日において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

一 前項の交際費等の額が八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 前項の交際費等の額が定額控除限度額を超える場合
その超える部分の金額

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。

4 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をい
い、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

5・6 (略)

○ 消費税法（令和元年9月30日以前の取引については平成24年法律第68号3条による改正前のもの。令和元年10月1日以降の取引については平成28年法律第15号による改正前のもの。なお、第三十八条につき、以下では平成28年法律第15号による改正前の規定を掲げたが、税率の部分を除き、規定の内容に変更はない。）

（課税標準）

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。（以下省略）

255 (略)

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の十を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税

込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

○国税通則法

(調査の終了の際の手續)

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等(第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知を含む。以下この条において同じ。)をすべきと認められない場合には、納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 (略)

5 第一項の通知をした後又は第二項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られ

た情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

法人税の課税処分等の経緯

(単位:円)

事業年度	区 分	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等	審 査 請 求	審 査 裁 決
	年 月 日 等	(期限内)	令和4年3月12日	令和4年10月7日	令和4年11月10日	令和5年10月10日
平成31年3月期	所 得 金 額	33,413,925	34,511,790	78,261,990	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	7,095,800	7,350,500	17,500,500		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	25,000		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	重 加 算 税 の 額	-	-	4,567,500		
令和2年3月期	所 得 金 額	82,825,758	84,499,442	112,715,942	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	18,559,400	18,947,700	25,493,800		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	38,000		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	重 加 算 税 の 額	-	-	2,943,000		
令和3年3月期	所 得 金 額	17,102,597	18,774,397	106,740,846	全部取消し	棄却
	法 人 税 額	3,311,664	3,699,568	24,107,680		
	法 人 別 税 控 額 除 の 額	662,332	739,913	0		
	納 付 す べ き 税 額	2,649,300	2,959,600	24,107,600		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	31,000		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	73,000		
	重 加 算 税 の 額	-	-	9,180,000		

地方法人税の課税処分等の経緯

(単位:円)

課税事業年度	区 分	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等	審 査 請 求	審 査 裁 決
	年 月 日 等	(期限内)	令和4年3月12日	令和4年10月7日	令和4年11月10日	令和5年10月10日
平成31年3月 課税事業年度	課 税 標 準 法 人 税 額	7,095,000	7,350,000	17,500,000	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	312,100	323,400	770,000		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	重 加 算 税 の 額	-	-	198,000		
令和2年3月 課税事業年度	課 税 標 準 法 人 税 額	18,559,000	18,947,000	25,493,000	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	816,500	833,600	1,121,600		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	重 加 算 税 の 額	-	-	126,000		
令和3年3月 課税事業年度	課 税 標 準 法 人 税 額	2,649,000	2,959,000	24,107,000	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	272,800	304,700	2,483,000		
	過 少 申 告 修 正 に 伴 う も の	-	-	0		
	加 算 税 の 額 更 正 に 伴 う も の	-	-	7,000		
	重 加 算 税 の 額	-	-	945,000		

消費税及び地方消費税の課税処分等の経緯

(単位：円)

課税期間	区 分	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 処 分 等	審 査 請 求	審 査 裁 決
	年 月 日 等	(期限内)	令和4年3月12日	令和4年10月7日	令和4年11月10日	令和5年10月10日
平成31年3月課税期間	課税標準額	876,581,000	836,072,000	876,581,000	全部取消し	棄却
	消費税額	55,224,603	52,672,536	55,224,603		
	控除対象仕入税額	40,505,050	37,950,315	37,952,525		
	納付すべき消費税額	14,719,500	14,722,200	17,272,000		
	納付すべき地方消費税額	3,971,900	3,972,600	4,660,600		
	重加算税の額	-	-	1,453,500		
令和2年3月課税期間	課税標準額	937,854,000	900,382,000	937,854,000	全部取消し	棄却
	消費税額	66,583,932	63,965,481	66,583,932		
	控除対象仕入税額	47,304,869	44,682,516	45,280,544		
	納付すべき消費税額	19,279,000	19,282,900	21,303,300		
	納付すべき地方消費税額	5,339,800	5,340,900	5,895,200		
	重加算税の額	-	-	1,156,500		
令和3年3月課税期間	課税標準額	983,001,000	911,093,000	983,001,000	全部取消し	棄却
	消費税額	76,674,078	71,065,254	76,674,078		
	控除対象仕入税額	56,813,599	51,197,094	50,452,787		
	納付すべき消費税額	19,860,400	19,868,100	26,221,200		
	納付すべき地方消費税額	5,601,600	5,603,800	7,395,700		
	重加算税の額	-	-	3,663,000		

別表 4 - 1 本件各工事（平成31年 3 月期、平成31年 3 月課税期間）

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
平成30年4月20日		2,000,000円	平成30年4月20日
		400,000円	
		1,000,000円	
		2,000,000円	
		9,000,000円	
		1,500,000円	
		1,560,000円	
		660,000円	
		177,600円	
平成30年5月20日		500,000円	平成30年5月20日
		160,000円	
		10,000,000円	
		5,000,000円	
		1,998,438円	
平成30年6月20日		559,875円	平成30年6月20日
		8,000,000円	
		2,160,000円	
		12,662,469円	
		4,572,844円	
		3,561,766円	
平成30年7月20日		1,663,766円	平成30年7月20日
		5,000,000円	
		1,879,891円	
平成30年8月20日		550,391円	平成30年8月20日
		4,500,000円	
		2,000,000円	
		350,000円	
平成30年9月20日		548,000円	平成30年9月30日
		4,500,000円	
		3,500,000円	
		500,000円	
平成30年10月20日		680,000円	平成30年10月31日
		6,000,000円	
平成30年11月20日		6,700,000円	平成30年11月30日
		790,000円	
		63,200円	
平成30年12月20日		2,300,000円	平成30年12月31日
		1,200,000円	
		1,250,000円	
		470,063円	
		789,188円	
		200,740円	

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
平成31年1月20日		2,782,282円	平成31年1月20日
		510,000円	
		550,000円	
		800,000円	
		371,383円	
平成31年2月20日		5,000,000円	平成31年2月28日
		3,383,516円	
		3,500,000円	
		550,681円	
平成31年3月20日		1,000,000円	平成31年3月31日
		560,000円	
		1,000,000円	
		124,800円	
平成31年4月20日		1,124,800円	平成31年3月31日
合計金額		134,165,693円	

別表4-2 本件各工事（令和2年3月期、令和2年3月課税期間）

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
平成31年4月20日		1,000,000円	平成31年4月30日
		560,000円	
		1,680,000円	
		134,400円	
令和元年5月20日		6,000,000円	令和元年5月31日
		800,000円	
		64,000円	
令和元年6月20日		6,000,000円	令和元年6月30日
		136,200円	
		10,896円	
令和元年7月20日		4,000,000円	令和元年7月31日
		1,665,563円	
		1,200,000円	
		1,150,000円	
		321,245円	
令和元年8月20日		5,000,000円	令和元年8月31日
		1,670,000円	
		1,100,000円	
		2,399,513円	
		413,561円	
令和元年9月20日		2,500,000円	令和元年9月30日
		600,000円	
		1,000,000円	
		2,216,350円	
		170,000円	
		298,962円	
		342,825円	
令和元年9月30日		502,929円	
令和元年10月31日		409,338円	令和元年10月31日
		1,659,963円	
		206,930円	
令和元年11月30日		1,923,075円	令和元年11月30日
		2,500,000円	
		442,308円	
令和元年12月31日		6,500,000円	令和元年12月31日
		557,300円	
		2,500,000円	
		350,000円	
		1,630,450円	
令和2年1月31日		503,775円	令和2年1月31日
		8,000,000円	
		1,912,225円	
		3,690,000円	
		1,000,000円	
		660,223円	

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
令和2年2月29日		9,000,000円	令和2年3月10日
		1,500,000円	
		2,000,000円	
		2,226,900円	
		850,000円	
		800,000円	
		737,690円	
令和2年3月31日		3,000,000円	令和2年3月31日
		5,000,000円	
		1,538,738円	
		1,080,875円	
		700,000円	
		850,000円	
		998,800円	
合計金額		516,841円	
		108,181,875円	

別表4-3 本件各工事（令和3年3月期、令和3年3月課税期間）

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
令和2年4月30日		4,000,000円	令和2年4月30日
		504,825円	
		1,919,950円	
		349,875円	
		900,000円	
		1,100,000円	
令和2年5月31日		477,465円	令和2年5月30日
		1,477,625円	
		1,376,800円	
		680,000円	
		1,050,450円	
令和2年6月30日		850,000円	令和2年6月30日
		543,488円	
		1,000,000円	
		500,000円	
令和2年7月31日		2,500,600円	令和2年7月31日
		622,275円	
		312,288円	
		633,950円	
		1,886,313円	
令和2年8月31日		760,000円	令和2年8月31日
		780,000円	
		2,900,000円	
		696,026円	
		4,000,000円	
令和2年9月30日		410,000円	令和2年9月30日
		1,894,950円	
		800,000円	
		310,495円	
		5,500,000円	
令和2年10月31日		1,350,000円	令和2年10月30日
		262,938円	
		1,478,538円	
		309,148円	
		10,800,000円	
令和2年11月30日		7,820,000円	令和2年11月30日
		1,356,400円	
		747,450円	
		210,385円	
		9,000,000円	
令和2年11月30日		11,560,000円	令和2年11月30日
		943,938円	
		349,875円	
		930,700円	
		222,451円	

請求書 発行日	工事名	金額	計上日
令和2年12月31日		5,400,000円	令和2年12月31日
		12,920,000円	
		3,080,000円	
		330,300円	
		1,740,738円	
		207,104円	
令和3年1月31日		1,700,000円	令和3年1月31日
		3,400,000円	
		4,070,000円	
		574,488円	
		698,188円	
		896,150円	
令和3年2月28日		216,883円	令和3年2月28日
		1,870,000円	
		2,470,000円	
		136,200円	
		721,625円	
		1,974,500円	
令和3年3月31日		220,000円	令和3年3月31日
		305,233円	
		702,900円	
		5,700,000円	
		3,900,000円	
		829,700円	
合計金額		2,328,150円	
		315,785円	
		144,787,142円	

別表5-1 本件外注加工費（平成31年3月期、平成31年3月課税期間）

順号	計上日	工事名	金額（税込）
1	平成30年8月3日		2,376,000円
2	平成30年8月3日		1,620,000円
3	平成30年8月3日		2,862,000円
4	平成30年8月3日		648,000円
5	平成30年8月31日		4,860,000円
6	平成30年8月31日		1,404,000円
7	平成30年9月30日		3,996,000円
8	平成30年9月30日		3,780,000円
9	平成30年9月30日		162,000円
10	平成30年10月31日		4,968,000円
11	平成30年10月31日		3,132,000円
12	平成30年10月31日		831,600円
13	平成30年10月31日		48,600円
14	平成30年10月31日		3,024,000円
15	平成31年1月18日		3,720,000円
16	平成31年3月31日		6,318,000円
合計金額			43,750,200円

別表5-2 本件外注加工費（令和2年3月期、令和2年3月課税期間）

順号	計上日	工事名	金額（税込）
1	令和元年6月10日		4,400,000円
2	令和元年6月30日		4,200,000円
3	令和元年6月30日		1,430,000円
4	令和元年7月31日		3,780,000円
5	令和元年7月31日		1,246,000円
6	令和元年7月31日		918,000円
7	令和元年7月31日		756,000円
8	令和元年8月31日		3,024,000円
9	令和元年8月31日		1,296,000円
10	令和元年8月31日		864,000円
11	令和2年1月31日		4,900,000円
12	令和2年2月29日		2,600,000円
13	令和2年2月29日		3,000,000円
合計金額			32,414,000円

別表5-3 本件外注加工費（令和3年3月期、令和3年3月課税期間）

順号	計上日	工事名	金額（税込）
1	令和2年4月1日		6,230,000円
2	令和2年4月1日		2,170,000円
3	令和2年4月30日		2,200,000円
4	令和2年4月30日		3,850,000円
5	令和2年4月30日		1,400,000円
6	令和2年5月31日		3,838,450円
7	令和2年5月31日		7,936,500円
8	令和2年6月30日		2,959,000円
9	令和2年6月30日		2,970,000円
10	令和2年6月30日		1,078,000円
11	令和2年7月31日		2,398,000円
12	令和2年7月31日		1,815,000円
13	令和2年7月31日		2,090,000円
14	令和2年10月30日		3,920,000円
15	令和2年10月30日		3,500,000円
16	令和2年10月30日		2,580,000円
17	令和2年10月30日		1,900,000円
18	令和2年11月30日		1,980,000円
19	令和2年11月30日		1,496,000円
20	令和2年11月30日		2,827,000円
21	令和2年12月31日		4,158,000円
22	令和2年12月31日		1,443,200円
23	令和3年1月31日		2,530,000円
24	令和3年1月31日		3,575,000円
25	令和3年1月31日		2,436,500円
26	令和3年2月28日		2,475,000円
27	令和3年2月28日		1,958,000円
28	令和3年2月28日		2,585,000円
29	令和3年2月28日		984,500円
30	令和3年3月31日		1,375,000円
31	令和3年3月31日		3,135,000円
32	令和3年3月31日		2,420,000円
33	令和3年3月31日		1,485,000円
合計金額			89,698,150円

別表6 令和3年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

第一表

	修正申告額	裁判所認定額	修正申告額を上回る額
課税標準額	① 911,093,000	901,457,000	
消費税額	② 71,065,254	70,313,646	
控除対象仕入税額	④ 51,197,094	50,444,389	
控除税額小計	⑦ 51,197,094	50,444,389	
差引税額	⑨ 19,868,100	19,869,200	1,100
中間納付税額	⑩ 11,944,400	11,944,400	
納付税額	⑪ 7,923,700	7,924,800	
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑮ 19,868,100	19,869,200	
譲渡割額 納税額	⑳ 5,603,800	5,604,100	300

付表 1 - 3

	修正申告			裁判所認定額		
	6.24%	7.80%	合計	6.24%	7.80%	合計
課税標準額		911,093,000	911,093,000		901,457,000	901,457,000
課税資産の譲渡等の対価の額		911,093,885	911,093,885		901,457,522	901,457,522
消費税額		71,065,254	71,065,254		70,313,646	70,313,646
控除対象仕入税額	393,053	50,804,041	51,197,094	392,979	50,051,410	50,444,389
控除税額小計	393,053	50,804,041	51,197,094	392,979	50,051,410	50,444,389
差引税額			19,868,100			19,869,200
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額			19,868,100			19,869,200
譲渡割額 納付額			5,603,800			5,604,100

付表 2-3

	修正申告額		
	A	B	C
	6.24%	7.80%	合計
課税売上額 (税抜き)	911,093,885	911,093,885	911,093,885
課税資産の譲渡等の対価の額			911,093,885
課税資産の譲渡等の対価の額			911,093,885
非課税売上額			15,297,808
資産の譲渡等の対価の額			926,391,693
課税売上割合 (④/①)			98.3480
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	6,924,583	717,802,983	724,727,566
課税仕入れに係る消費税額	400,087	50,898,756	51,298,843
課税仕入れ等の税額の合計額	400,087	50,898,756	51,298,843
⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	▲ 25,830	45,163,122	45,137,292
⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	425,917	5,735,634	6,161,551
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰ + (⑱ × ④/①))	393,053	50,804,041	51,197,094
控除対象仕入税額	393,053	50,804,041	51,197,094

	裁判所認定額		
	A	B	C
	6.24%	7.80%	合計
		901,457,522 ※1	901,457,522
			901,457,522
			901,457,522
			15,297,808
			916,755,330
			98.3310
	6,924,583	707,202,983 ※2	714,127,566
	400,087	50,147,120	50,547,207
	400,087	50,147,120	50,547,207
	▲ 25,830	44,411,486	44,385,656
	425,917	5,735,634	6,161,551
	392,979	50,051,410	50,444,389
	392,979	50,051,410	50,444,389

※ 3

※ 1 修正申告の①Bの911,093,885円 - 1060万円の税抜き額9,636,363円

※ 2 修正申告の⑨Bの717,802,983円 - 1060万円

※ 3 課税資産の譲渡等の対価の額の減少に伴い、課税売上割合が減少

これは正本である。

令和 8 年 4 月 1 7 日

東京地方裁判所民事第 3 8 部

裁判所書記官 竹 内 紀 彦